

パートナーシップ宣誓制度を利用しなくても利用できる主な行政サービス等

	NO.	名称	概要	受領証の提示	問い合わせ先
救急	1	救急搬送時の同乗	従来どおり、救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができます。	不要	消防局 救急救命課 TEL：097-532-4199
	2	救急搬送証明書の交付	被搬送者から委任を受けた方は申請することができます。その際に、委任状と身分証明書の確認をします。 ※パートナーシップ宣誓をした方については、受領証を運転免許証や保険証等の身分証明書と同等の取扱いをします。	不要	
税金	3	軽自動車税の減免 (障がい者生計一)	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、軽自動車税の減免申請の手続きができます。	不要	財務部 税制課 TEL：097-537-7314
	4	税証明交付 【国民健康保険税納税証明】	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、パートナーの納税証明を取得できます。	不要	市民部 国保年金課 TEL：097-537-5616
福祉	5	生活保護で同一世帯として認定	従来どおり、パートナーも同一世帯として申請することができます。	不要	福祉保健部 生活福祉課 TEL：097-537-5706